

日本大学沿革

明治22年	10月	日本法律学校（現・法学部）創立 学祖は山田顕義（時の司法大臣）
明治23年	6月	初代校長に金子堅太郎（後の司法大臣）就任
明治26年	7月	第1回卒業式を挙行
	12月	第2代校長（後に学長・総長）に松岡康毅 （後の農商務大臣）就任
明治36年	8月	日本大学と改称 学長に松岡康毅就任
大正9年	4月	大学令による大学となる 初めて女子の入学許可
	5月	校歌を制定
大正10年	9月	カレッジ・カラーを制定
	10月	日大新聞を創刊
大正11年	3月	初代総長に松岡康毅就任 大学旗を製作
大正12年	11月	第2代総長に平沼騏一郎（後の総理大臣）就任
昭和4年	5月	新校歌を発表（現在の校歌）
昭和8年	8月	第3代総長に山岡萬之助就任
昭和13年	10月	創立50周年記念式典を挙行
昭和21年	1月	第4代総長に呉文炳就任
昭和26年	2月	学校法人組織となる
昭和33年	6月	第5代総長に永田菊四郎就任
昭和34年	9月	「目的および使命」を改正
	10月	創立70周年記念式典を挙行
昭和44年	9月	第6代総長に鈴木勝就任
昭和54年	9月	「顕義園」を学祖生誕地・山口県萩市に開設
	10月	創立90周年
昭和59年	9月	第7代総長に高梨公之就任
平成元年	4月	「山田顕義終焉之地」記念碑を学祖終焉の地・ 兵庫県朝来郡生野町に建立
	7月	学祖山田顕義墓所（文京区・護国寺）改修、 開眼法要を挙行
	10月	創立100周年記念式典を挙行
平成2年	9月	第8代総長に木下茂徳就任
平成5年	9月	第9代総長に瀧在良男就任、理事長を兼任
平成6年	10月	総合学術情報センター開設
平成8年	9月	第10代総長に瀧在幸安就任
平成10年	11月	NUBIC（国際産業技術・ビジネス育成センター）を 開設
平成13年	4月	日大iクラブ発足
平成16年	4月	総合生涯学習センターを開設
平成17年	9月	第11代総長に小嶋勝衛就任
平成20年	9月	第12代総長に酒井健夫就任
平成23年	9月	第13代総長に大塚吉兵衛就任
平成25年	4月	総長制から学長制に移行し、 学長に大塚吉兵衛就任

医学部沿革

大正14年	3月	日本大学専門部医学科開設（駿河台）
大正15年	11月	附属駿河台病院開院
昭和6年	3月	専門部医学科を5年制とする
昭和7年	1月	附属駿河台病院看護婦養成所開設
昭和10年	5月	附属板橋病院開院
昭和12年	4月	医学科板橋新校舎落成移転
昭和17年	3月	医学部に昇格認可（予科3年、学部4年制）
昭和23年	3月	専門部医学科を廃止
昭和26年	3月	医学部予科を廃止
昭和27年	2月	新学制による医学部医学科への移行認可 （入学定員80名）
昭和29年	4月	医学部創設30周年記念式典挙行
昭和30年	4月	医学部進学課程設置
昭和31年	3月	大学院医学研究科設置、大学院校舎落成
昭和36年	2月	附属駿河台病院改築のため両国日大講堂に 臨時診療所開設
昭和38年	5月	附属駿河台病院新築落成開院
昭和45年	6月	附属板橋病院新築落成（地下2階・地上8階建）
昭和49年	10月	医学部体育館落成（地上2階建）
昭和50年	3月	医学部臨床教育研究棟落成 （地下1階・地上4階建）
昭和51年	3月	医学部臨床講堂落成（地上2階建）
	6月	附属稲取病院開設
昭和52年	6月	医学部創設50周年記念式典挙行
昭和53年	3月	医学部基礎教育研究棟落成（地下2階・地上5階建）
昭和54年	6月	附属総合健診センター開設
	9月	医学部図書館棟落成（地下1階・地上5階建）
昭和55年	3月	医学部附属看護専門学校設置 （専修学校への切り替え）
昭和59年	2月	医学部放射線診療棟落成（地下3階・地上1階建）
昭和60年	10月	医学部創設60周年記念式典挙行
昭和63年	2月	基礎教育研究棟2号棟（地上3階建）
平成3年	4月	附属練馬光が丘病院開設 附属駿河台病院救命救急センター開設
	10月	RI研究棟落成（地下1階・地上3階建）
	11月	附属板橋病院救命救急センター棟落成（地上3階建）
平成5年	10月	附属板橋病院が特定機能病院として承認、 平成5年12月1日より実施
平成7年	5月	医学部創設70周年記念式典・祝賀会挙行
平成12年	6月	創設七十周年記念館（リサーチセンター）竣工
平成14年	3月	稲取病院を医療法人康心会へ経営移管
平成17年	7月	医学部創設80周年記念国際シンポジウム開催
平成24年	3月	練馬光が丘病院 運営終了
平成26年	10月	駿河台日本大学病院から日本大学病院へ新築移転
平成27年	3月	医学部創設90周年

教育理念，ロゴマーク，キャッチフレーズ



あなたとともに
100万人の仲間とともに

教育理念

日本大学の教育理念は「自主創造」とする。

- ① 学則の「目的及び使命」に「自主創造」が記されており，大学の文書，資料等にも繰り返し「自主創造」が謳われています。
- ② 「自主創造」は大学教育の「普遍的な理念」を端的に示しています。
- ③ 日本がキャッチアップの段階から成熟期を迎え，「自主創造」の気風に満ちた人材の育成が求められており，21世紀が知の世紀と強調され，その知は「積極的な知」，つまり「自主創造の知」であり，グローバル化に対応できる人材の要諦が「自主創造」であることから，それぞれが学ぶ領域や活動体験を生かし「自主創造」のできる人材の育成を目指します。

以上の理由により，日本大学の教育理念を「自主創造」と決めました。

ロゴマーク

ロゴマークは「Nドット」と呼びます。日本大学カラーの「緋」色（DIC157番）を使用し，頭文字「N」を力強く躍動感のある書体で表しています。「N」の横の●は建学の精神である「日本精神」「日本の伝統・文化の尊重」「個の尊重」とともに「輝く太陽」を意識しています。この色をNICHIDAI REDとします。

キャッチフレーズ

キャッチフレーズの「あなたとともに100万人の仲間とともに」は，愛情を込めた連帯感を表現しています。日大人100万の絆とパワーを表し，他の大学にはない日本大学の特色を打ち出したものです。

従来から使用されている，桜色は略旗，ユニフォーム等に使用され，親しまれています。校旗・校章・徽章に桜が描かれていることから，桜色をサブカラーとして引き続き使用することになりました。

進級判定・卒業認定制度

昭和26年	4月	1日	試験制度として制定
昭和57年	4月	1日	改正
昭和62年	2月	4日	進級判定・卒業認定制度として改訂
昭和62年	12月	2日	改正
平成元年	5月	24日	改正
平成10年	4月	1日	改正
平成13年	2月	21日	改正
平成16年	3月	3日	改正
平成16年	4月	1日	施行
平成17年	1月	26日	改正
平成17年	2月	1日	施行
平成18年	3月	15日	改正
平成18年	4月	1日	施行
平成19年	3月	14日	改正
平成19年	3月	28日	改正
平成19年	4月	1日	施行
平成19年	6月	14日	改正
平成22年	4月	1日	施行
平成24年	3月	14日	改正
平成24年	4月	1日	施行
平成27年	6月	24日	改正
平成28年	2月	3日	改正
平成28年	4月	1日	施行

1 試験

① 試験の種類と方法

- (1) 試験を分けて、口答試験、実技試験、筆答試験とする。
- (2) 原則として講義の試験は筆答試験とし、実習の試験は口答試験、実技試験のほか必要に応じて筆答試験を行う。
- (3) 臨床実習の試験は、実習終了時にグループ毎に口答、筆答試験を行う。
- (4) PBLテュートリアル科目試験は、原則として筆答試験とし、必要に応じて口答試験、実技試験のいずれか、またはその組み合わせで行う。

② 受験資格

- (1) 講義については理由なく1/3以上欠席した場合は当該科目の受験資格がない。
- (2) 実習については理由なく1/5以上欠席した場合は当該科目の受験資格がない。
- (3) テュートリアルコアタイムについては理由なく1/5以上欠席した場合は当該科目の受験資格がない。

ただし上記(1)から(3)に該当した場合でも、指定した補習を行ったうえで受験資格を認めることがある。なお、正当な理由があれば、規定以上欠席した場合でも受験資格を認めることがある。

③ 試験の時期と試験科目

試験科目と日時は、2週間前までに公示する。

④ 試験の実施

- (1) 試験は科目責任者(a 学部長が任命したモデレータ b 当該科目に関係する学系・分野等の教授 c 兼任・兼任講師 d PBLコースディレクター)の責任において実施する。
- (2) 試験の出題および採点は科目責任者が行い、試験場の試験監督は科目責任者の指定する専任教員が行う。
- (3) 不正行為を行ったものは退場させ、当該科目を「評点なし」とする。その他必要な事項は別に定める。

⑤ 評価

- (1) 上記1-②-(1), (2)に該当した科目は、当該科目を「評点なし」とする。
- (2) 上記1-②-(3)に該当した科目は当該科目を「0点」とする。
- (3) 試験終了後、科目責任者は採点集計を行い、1週間以内に教務課に成績を報告する。
- (4) 科目責任者は試験の成績に出席率など各種資料を加味して当該科目の合格、不合格を決定する。
- (5) 各科目とも100点満点とし、60点以上を合格とする。
- (6) 科目成績は本人及び保護者に通知する。

前期科目は9月末日までに、後期科目及び当該年度の全体成績は、進級者・卒業者の発表日以降に通知する。

⑥ 事故の場合の処理

(1) 追試験

試験を病気または事故により受けることができなかった者は、1週間以内に所定の試験欠席届に次の書類を添えて、科目責任者の承認を受けた場合に限り、追試験を受けることができる。ただし、当該試験の追試は一回に限り行う。

- ① 病気による場合は医師の診断書
- ② その他やむを得ない事故による場合は保証人連署の理由書

(2) 再試験

成績不良者については一回に限り再試験を行うことができる。

- (3) 再試験の対象者は再試料を会計課に納め、試験監督者に再試験票を提示しなければならない。
- (4) 追試験・再試験の採点基準

追試験の採点は80点満点とする。

ただし、学校保健安全法施行規則第18条、第19条、第20条に基づく伝染性疾患による出席停止によって、試験を欠席した場合の追試験は、100点満点とする。その場合、追試験を受験した結果、合格点に達しなかった場合の再試験は行わない。なお、本試験を受験後、再試験となった場合、伝染性疾患による出席停止によってその再試験を欠席した場合には、再試験の追試験は実施しない。

また、忌引により試験を欠席した場合の追試験も100点満点とする。

再試験の場合は、合格者の得点が60点以上の場合も、すべて60点とする。

- (5) 追試験・再試験の取り扱いは、学則第34条第2項に定める定期試験における事故のほか、平常試験における事故についても、これを適用する。

2 進級判定

- ① 進級資格審議にあたっては各科目の評点を授業時間数（単位）に比例した評点に換算し、判定の資料とする。
- ② 2年次の進級資格審議にあたっては①のほか基礎医学統合試験の評点を加えて判定の資料とする。
- ③ 3年次の進級資格審議にあたっては①のほか問題基盤型学習評価試験の評点を加えて判定の資料とする。
- ④ 4年次の進級資格審議にあたっては①のほか問題基盤型学習評価試験、共用試験C B T及び共用試験O S C Eの評点を加えて判定の資料とする。
- ⑤ 5年次の進級資格審議にあたっては①のほか学力統一試験及びO S C Eの評点を加えて判定の資料とする。
- ⑥ その学年の成績が次の一つに該当する時は原級にとどめる。
 - (1) 平均点60点未満の場合

- (2) 評点のでていない科目のある場合
- (3) 上記(1), (2)には該当しないが, 教授会において総合的に審議した結果, 留年と判定された場合。

3 卒業認定

- ① 6年次の卒業認定にあたっては, 各科目の評点を授業時間数(単位)に比例した評点に換算し, 学力統一試験の評点を加えて認定の資料とする。
- ② 次の一つに該当する時は原級にとどめる。
 - (1) 平均点60点未満の場合
 - (2) 評点のでていない科目のある場合
 - (3) 上記(1), (2)には該当しないが, 教授会において総合的に審議した結果, 留年と判定された場合。

4 連続留年による退学処分

同一学年を2回連続して留年と判定された場合は, 学則第77条に準ずるものとして退学に処す。
但し, 疾病等による留年者はこの対象から適用を除外する。

附 則

この進級判定・卒業認定制度は, 平成28年4月1日から施行する。

休講措置について

- 1 気象警報の発表に伴う場合
台風等により、気象庁から東京都（離島を除く）、埼玉県、千葉県、神奈川県の内いずれかに気象警報が発表された場合、授業の取扱いは次のとおりとする。
①学生の登校前
(1) 「特別警報」（大雨、暴風、波浪、高潮、大雪、暴風雪の内いずれか）
ア 午前6時の時点で発表中の場合、午前の授業を休講とする。
イ 午前10時までに解除された場合、午後の授業（4限目）から開始する。
ウ 午前10時の時点で発表中の場合、終日休講とする。
(2) 「暴風警報」（大雨、洪水、大雪、暴風雪、波浪、高潮を除く）
台風の進路や交通機関の運行等の状況を勘案した上で、決定する。
②学生の登校後
(1) 特別警報
直ちに全ての授業を休講とする。
(2) 暴風警報
台風の進路や交通機関の運行等の状況を勘案した上で、授業の休講を決定する。
河川の氾らんや道路の冠水、交通機関の運休などにより、直ちに自宅へ帰宅することが危険であると判断した場合は、教職員の指示により、学内の安全な場所で待機させることができるものとする。
- 2 交通機関のストライキに伴う場合
首都圏の鉄道各線全てがストライキの場合、または首都圏のJR線・東武線・西武線のいずれかがストライキをしている場合、休講措置をとる（国際興業バスが運転されている場合を含む）。
(1) 午前6時までにストライキが解除された場合、通常授業を開始する。
(2) 午前10時までにストライキが解除された場合、午後の授業（4限目）から開始する。
(3) 午前10時までにストライキが解除されない場合、終日休講とし、後日補講を行う。
- 3 その他災害が発生した場合
災害等非常時における授業実施に関しては、学生の安全及び交通機関の影響を考慮し、学部において決定する。
- 4 情報の取得
各自でテレビ・ラジオ・インターネット等の手段を用い、NHKの報道及び気象庁ホームページから情報を取得し、災害等への備えをとること。
- 5 休講措置等の通知方法
非常時における連絡は医学部ホームページへの掲載及び学生課からのメール送信により行う。
- 6 通学が困難な場合
休講の対象とならない気象警報等や気象現象または地震による交通機関の運行休止などで通学が困難な場合の授業欠席、もしくはそれらを理由とする遅刻は、公欠に準じた取扱いをする。手続方法は、教務課に問い合わせること。
- 7 課外活動の取扱い
休講措置が取られた場合、課外活動は全て禁止とする。
- 8 補講
休講となった授業については、後日補講を行う。
学事日程上、調整が困難なときは、土・日・祝日を補講日にあてる。

3 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金

日本学生支援機構奨学金

(概要)

貸与奨学金で経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し貸与されます。奨学金貸与終了後は、返還の義務が生じ、毎月決められた金額を返還します。申込みの際は、家庭の経済状況やあなたの人生・生活設計に基づき、十分考慮のうえ申込みしてください。

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等（大学及び高等専門学校学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、わが国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成を資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

（独立行政法人日本学生支援機構法 第三条より）

（日本学生支援機構 <http://www.jasso.go.jp/shougakukin/index.html>）

種別		金額	利子	給付期間	人数	資格	募集時期	提出書類
貸与	第一種	自宅	無利子	最短修業年限	若干名	① 成績優秀で、学費等の支弁が困難である学生	4月	確認書 収入証明書 スカラネット入力用紙 成績証明書
		30,000 54,000						
	第二種	自宅外	有利子			① 学費等の支弁が困難である学部生 (120,000円を選択した場合に限り、 希望により40,000円の増額が選択できる)		
		30,000 50,000 80,000 100,000 120,000						

種別		金額	利子	給付期間	人数	資格	募集時期	提出書類
貸与	第一種	80,000 122,000	無利子	最短修業年限	若干名	① 成績優秀で、学費等の支弁が困難である学生	4月	確認書 収入証明書 スカラネット入力用紙 成績証明書
	第二種	30,000 80,000 100,000 130,000 150,000	有利子			① 学費等の支弁が困難である学部生		

予約採用候補者

高校で「大学等奨学生採用候補者決定通知」を受け取っている者は、決定通知の進学先提出用を指定期日までに学生課に提出してください。

なお、入学時特別増額貸与の候補者で「申告書」の提出が必要な者は、併せて提出してください。

学生課で進学先学校固有のパスワードを受け取り、インターネットによる手続きをしてください。

4 学外の奨学金

財団法人颯田医学奨学金

(概要)

財団法人颯田医学奨学会は、医学博士、元東大教授、颯田琴次氏の遺志により、遺産の一部を基本財産として、昭和51年3月東京都教育委員会によって設立された。

この財団は設立以来、学閥や卒業後の志望にとらわれずに、よき医師、研究者をめざす医学生（原則として5年生）を対象に奨学金を支給し、各大学間や、先輩・後輩の連絡のために奨学通信を刊行し近況を交換しています。

種別	金額	給付期間	人数	資格	募集時期	提出書類
給付	月額 30,000円	2年間	1名	①学部5年生であること ②学業人物共に優秀で、かつ健康である者	4年次の1月	①奨学生願書 ②履歴書 ③生活調書 ④健康診断書 ⑤成績証明書 ⑥小論文

東京都地域医療医師奨学金

(概要)

将来医師として、小児医療、周産期医療、救急医療、へき地医療を担い、東京都の地域医療に貢献したいと考えている医学部生を支援するために、東京都が奨学金を貸与する制度です。

種別	金額	貸与期間	人数	資格	募集時期	提出書類
貸与 (返還免除あり)	月額 30万円	2年間	若干名	①学部5年生 ②将来医師として勤務することが返還免除の要件となっている奨学金を借りていないこと ③将来、小児医療、周産期医療、救急医療、へき地医療のうちいずれかの領域で、医師として、東京都が指定する医療機関に、貸与期間の1.5倍の期間従事する意志のある者	5月頃	①申込書 ②誓約書 ③推薦書 ④面接票 ⑤新卒書

静岡県医学修学研修資金日本大学貸与特別枠

(概要)

静岡県が日本大学医学部に在籍する医学生等を対象に、静岡県内の医師を確保することを目的として奨学金を貸与する制度です。

種別	金額	貸与期間	人数	資格	募集時期	提出書類
貸与 (返還免除あり)	月額 20万円	最長修業年限	5名	①大学院に在籍する医師若しくは学部生 ②将来医師として、静岡県内の公的医療機関等に勤務する意志のある者	4月	①申込書 ②学業成績証明書 ③健康診断書 ④履歴書 ⑤戸籍抄本

5 その他の奨学金

地方公共団体等奨学金・民間育英団体等奨学金

募集の時期は4～5月が最も多く、大学に募集の依頼があったものについては、学生課カウンターで供覧できるようになっています。大学に依頼のないものもあるので、各自、問い合わせるようにしてください。

6 教育ローン

医学部では、㈱オリエントコーポレーション並びに㈱ジャックスと契約を締結し、提携教育ローンの取扱いが可能です。

学校において予防すべき感染症および出席停止の期間

種別	対象と期間	備考
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る) 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る) 特定鳥インフルエンザ(H5N1またはH7N9に限る) 指定感染症及び新感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定するもの)	治療するまで 『感染症法』の1、2類感染症(結核を除く)
第2種	インフルエンザ 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで 百日咳 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 麻疹 解熱した後3日を経過するまで 流行性耳下腺炎 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身が良好になるまで 風疹 発疹が消失するまで 水痘 すべての発疹が痂皮化するまで 咽頭結膜熱 主要症状が消退した後2日を経過するまで 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	飛沫感染し、学校において流行を広げる可能性の高い感染症
第3種	コレラ、細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症(感染性胃腸炎などの学校保健安全法で定めているもの)	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで 飛沫感染はしないが、学校教育活動により流行を広げる可能性のある感染症

学校保健安全法施行規則第18、19条および医学部教授会決定(2016年2月17日)による

[書類手続き]

上記の疾患により授業を欠席した場合は、出席停止の期間が経過した後、医師の診断書を添えて教務課に欠席届を提出すること。

◎上記疾病に罹患した場合は速やかに学生課・保健室(内2143)もしくは学年担任(代表)に連絡すること。

学生相談室

一般教育学系心理学分野

松野 俊夫

医学部の6年間は医師としての知識や技術を学ぶだけではなく医師としての人間性や資質を磨く場でもあります。そのために医学生が超えねばならないハードルは高く厳しいものであり、人並み以上の努力も求められます。そのような6年間を乗り切るには常に健康で安定した心と体を保ちながら学生生活を送ることが大切です。まだ若い学生諸君はつい無理を重ねて体調を崩したり人間関係の悩みから気持ちが乱れたりなど、ストレスも多いものです。しかしこのような心身のストレスも人間としての自己成長の糧とすることができれば、人間性豊かな医師につながって行くことと思います。

さて、学生相談室ではより快適な学生生活を送るためのさまざまな相談に応じています。生活上生じる人間関係のトラブルや悩み事、ストレスや心身の不調、将来や進路の不安など、一人では解決が難しいと感じたときは遠慮なく学生相談室に相談して下さい。

相談内容に関するプライバシーや秘密は守られますので安心してご相談下さい。

【相談内容】

- ① 健康上の問題：体調の不良、ストレス・ノイローゼ・気持ちの落ち込みなど心身両面にわたる問題、医療機関の受診方法、専門家の紹介など必要に応じて日大付属病院を受診できます。
- ② 人間関係の問題：友人、隣人、親子、異性との対人関係、自分の性格の問題など。
- ③ 学業上の問題：成績の問題、勉学法、苦手科目の克服、将来の進路など。
- ④ 経済的・法律的問題：生活費、授業料などにまつわる経済的な悩み、トラブル、事件。

また、医学部以外でも日本大学本部の学生相談センターでも相談できます。相談員が常時在室しており所属学部を問わずご利用できます。

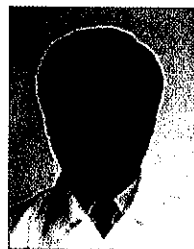
【学生相談申し込み方法】

- ① 学年担当の教員、保健室の担当者に申し出てください。
- ② 医学部の学生課（内線 2141, 2142）を通じて相談予約をしてください。
- ③ 日本大学学生相談センター（03-5275-8238 市ヶ谷駅下車徒歩2分 日本大学会館3階）を希望の方は、直接連絡し相談予約をしてください。

【学生相談員】



高橋 栄
精神医学



松野 俊夫
心理学

その他学生相談員として学生生活委員・各学年担任および学生課員等インテーカー資格修得者が応じます。

学 生 諸 君 へ

未成年者の飲酒とアルコール・ハラスメントの禁止 及び飲酒による事故の防止について

これからの学生生活において、さまざまな行事等で飲酒の機会が多くなると思いますが、以下3点を厳守願います。

違反した場合、サークル等においては、休部及び廃部を含めた措置を学生生活委員会で検討し、厳格に対処します。個人においても、場合によっては学則に基づき処分します。

1 未成年者の飲酒禁止

- ・未成年者の飲酒は法律で禁止されています。周囲の人も飲ませない・勧めない！

2 アルコール・ハラスメントの禁止

- ・飲酒の強要
- ・イッキ飲ませ
- ・意図的な酔いつぶし
- ・飲めない人への配慮を欠くこと
- ・酔ったうえでの迷惑行為

3 飲酒事故の防止

- ・危ないと感じる事があれば、迷わず救急車を呼んで下さい。命にかかわる問題です。体面や体裁より一人一人の命の重さを尊重して下さい。
重大な事故となり、あの時救急車を呼んでいればと思っても手遅れです。

事故があった際には、救急車を呼ぶことはもとより、関係する教職員（担任、サークル部長、学生課等）に報告して下さい。

また、アルコール・ハラスメント、困っていること、気になること等なんでも気軽に学生課や保健室に相談して下さい。プライバシーは厳正に守られます。

- ※ 1, 2については、医師法により医師免許が交付されないこともあります。
- ※ 2, 3の詳細は次のページを参照してください。

平成27年12月10日
学生生活委員長

●アルコール・ハラスメントの禁止

・飲酒の強要

上下関係、部の伝統、集団によるはやしたて、罰ゲームなどといった形で心理的な圧力をかけ、飲まざるをえない状況に追い込むこと。

・イッキ飲ませ

場を盛り上げるために、イッキ飲みや早飲み競争などをさせること。「イッキ飲み」とは一息で飲み干すこと、早飲みも「イッキ」と同じ。

・意図的な酔いつぶし

酔いつぶすことを意図して、飲み会を行なうこと。傷害行為にもあたる。吐くための袋やバケツ、「つぶれ部屋」を事前に用意する行為も該当する。

・飲めない人への配慮を欠くこと

本人の体質や意向を無視して飲酒を勧める、宴会に酒類以外の飲み物を用意しない、飲めないことをからかったり侮辱する、など。

・酔ったうえでの迷惑行為

酔ってからむこと、悪ふざけ、暴言・暴力、セクハラ、その他のひんしゆく行為。

●飲酒事故の防止

<酔いつぶれた場合の介護>

- ・絶対に1人にせず目を離さない
- ・体温の低下を防ぐ
- ・衣服を緩める
- ・横向きにさせ気道を確保し自然に吐かせる（嘔吐物で窒息するのを防ぐ）

<以下のような状態になった場合は、すぐに救急車を呼ぶこと>

- ・大きなびきをかいて、つねったりしても反応がない
- ・ゆすって呼びかけても、まったく反応がない
- ・体温が下がり、全身が冷たくなっている
- ・口から泡をふいている
- ・呼吸が異常に早くて浅い、または時々しか息をしていない
- ・尿や便の失禁

※症状は個人によって違うので、おかしいと感じたときは迷わず救急車を呼ぶこと

② 事故処理対策

- (1) 事故者を速やかに医療機関へ搬送させるための適切な処置をしてください。
- (2) 大学（指導教職員）、事故者の家族、警察署、その他関係機関に事故発生を通報連絡してください。
- (3) 事故現場の状況を正確に記録してください。
（時間・天候・事故現場の図面・証拠物件・目撃者の氏名・住所等）
- (4) 警察署の事故調査を行なってください。
- (5) 責任者は事故状況報告（次ページ様式第1号の1）を速やかに（発生から2週間以内）に学生課に提出してください。審査の後、ケガ等による外来診療費・入院費等の助成を受けることが出来ます。

医学部公認団体（平成28年4月現在）

体育団体		文化団体	
No.	サークル名	No.	サークル名
1	硬式テニス部	1	音楽部
2	ソフトテニス部	2	写真部
3	バドミントン部	3	美術部
4	バレーボール部	4	L.M.C (Light Music Club)
5	バスケットボール部	5	I F M S A-日大 (International Federation of Medical Students' Associations 日大)
6	ゴルフ部	6	ME研究会 (Medical Engineering)
7	サッカー部	7	室内楽アンサンブル部
8	ラグビー部	8	演劇部
9	柔道部	9	天文・無線同好会
10	剣道部	10	ダンス研究会 (DynaMiC)
11	空手道部	11	n-CME
12	ブラジリアン柔術部	12	A C L S (Advanced Cardiovascular Life Society)
13	弓道部	13	東洋医学研究会
14	硬式野球部	14	料理部
15	準硬式野球部	15	小児糖尿病キャンプ部
16	ヨット部		
17	水泳部		
18	スキー部		
19	陸上競技部		
20	山岳部		
21	自動車部		
22	軟式野球部		
23	アメリカンフットボール部		
24	卓球部		
25	クライミング部		